

第7節 緊急物資確保体制の整備

関係機関	公民協働推進室、契約検査室、経営総務課
------	---------------------

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

1 応急給水体制の整備

市は、震災による断水が発生した場合に備え、市内6箇所の配水池に緊急遮断弁を設置し、また市内6箇所の小中学校の耐久性緊急貯水槽を整備し、災害時においても市民が最低限の生活を維持するための水道水を確保できるよう努めている。また、大阪広域水道企業団や近隣市との相互応援協定や日本水道協会への応援要請により応急給水体制を整えることとしている。

(1) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を相互に行うために、市は、日本水道協会、大阪広域水道企業団等と連携した体制を整備する。

(2) 応急給水活動計画の整備

(3) 給水車等の配備、給水用資機材やアルミ缶備蓄水の備蓄及びその情報交換等の体制の整備

2 井戸水による飲用水や生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、飲用水や生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 食料・生活必需品の備蓄

(1) 重要物資の備蓄

市は、府の地震被害想定に基づく必要量を参考に、次の重要物資を年次的、計画的に備蓄する。

なお、府の地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況は、資料編に掲載のとおりである。

ア アルファ化米、ビスケットなど

市は、要給食者の1食分を備蓄する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、哺乳瓶

市は、高齢者用食1食分、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）を1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

ウ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市は、1日分を備蓄する。

オ 仮設トイレ

市は、男女を配慮し必要量を確保する。

（2） その他の物資の確保

下記の物資については流通備蓄等により、確保体制の整備に努める。

ア 主食（精米、即席麺など）

イ 飲料水（ボトル水など）

ウ 副食（野菜、漬物、菓子類など）

エ 被服（肌着等）

オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

キ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）

ク 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）

ケ ブルーシート、土のう袋

コ 仮設風呂・仮設シャワー

サ 簡易ベッド、間仕切り等

シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）

ス 棺桶、遺体袋等

2 備蓄・供給体制の整備

（1） 市は、災害に備え和泉市立総合医療センター、和泉市総合スポーツセンター、フチュール和泉、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター等の備蓄拠点及び各指定避難所に備蓄倉庫を配備し、分散備蓄を推進し、備蓄拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備に努める。

（2） 定期的に備蓄物資の点検及び更新を行う。

（3） 定期的に流通在庫量を調査しておくとともに、手持ち備蓄物資が不足する場合に備えて、あらかじめ協定等の締結を推進し、食品業者等からの調達体制（共同備蓄や相互融通を含む。）を確立する。

（4） 備蓄箇所の増設に努める。

（5） 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

3 住民等による備蓄体制の整備

（1） 市は、住民に対し、それぞれの家族構成・事情に応じた非常食、日用品、医薬品等の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

（2） 市は、病院や入所者のいる社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた非常食、日用品の備蓄を奨励する。

第3 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

資料編 ◦ 2－17 府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況